平成２１年（フ）第１５７号
千葉県山武市大木724番地117
債務者　滝口　勝世
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６２号
千葉県銚子市清川町１丁目1144番地の１メゾン明和203号
債務者　田中　千尋
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４１号
静岡県沼津市大手町５丁目７番１号　モラーダ412、前住所静岡県御殿場市竈336番地の１
債務者　安原　賢一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
静岡県三島市谷田塚の台1629番地の60　レオパレス五本松201
債務者　松島　一也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
静岡県伊豆市大平柿木68番地の15
債務者　小川佳世子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
静岡県沼津市大岡3090番地
債務者　三船　尚美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
静岡県裾野市深良545番地の１　アーバンハイツ103
債務者　武藤　泰子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
静岡県伊豆市本立野619番地
債務者　矢本　一枝
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４号
静岡県掛川市吉岡215番地の１　市営住宅吉岡団地52棟105号
債務者　松浦　優子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１４７２号
愛知県春日井市朝宮町１丁目29番地11　アメニティ朝宮202号
債務者　岩下　美香
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２４号
名古屋市中区松原１丁目１番８号　第一栄ビル504号
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８７３号
名古屋市港区稲永１丁目８番17号　プレミール稲永Ｂ棟201号
債務者　小田桐美智也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４４号
名古屋市千種区天満通２丁目６番地の１　ファミール天満305号
債務者　宮木　正尚
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０１８号
名古屋市緑区尾崎山２丁目502番地の２
債務者　松田　美帆（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５号
三重県多気郡明和町斎宮4694番地６
債務者　村口ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５９号
香川県三豊市財田町財田中3737番地１　宮尾団地103号、旧住所香川県三豊市高瀬町佐股甲3549番地２
債務者　篠原　美佳
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第９９０号
京都市伏見区向島丸町36番地27、住民票上の住所京都市中京区中町通夷川上る鉾田町296番地２
債務者　野黒　重雄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８６号
京都府向日市寺戸町向畑51番地の３
債務者　伊藤　忠行
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係